

定 款

株式会社 フジタコーポレーション

株式会社フジタコーポレーション定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社フジタコーポレーションと称し、英文では F U J I T A C O R P O R A T I O N C o., L t d. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. パン菓子類の製造仕入販売
2. 各種食料品の製造仕入販売
3. 飲食店の企画、設計及び経営
4. 動産のリース業
5. 不動産の賃貸及び管理業並びに宅地建物取引業
6. レコード・コンパクトディスク・ビデオテープの販売及びレンタル業並びに書籍の販売
7. 貴金属・貴石・半貴石・真珠及びこれを応用した各商品の仕入並びに販売
8. 酒類・煙草・米穀・調味料・食肉加工品・乳製品類・アイスクリーム・氷菓・加工食品・清涼飲料水・果汁の製造及び販売
9. 農場の経営並びに農産物、農産加工品の生産、製造及び販売
10. 自動販売機による酒類・煙草・清涼飲料水・菓子・パンの販売
11. 弁当の製造販売、ケータリングサービス及び宅配サービス業
12. 宅配サービス及び関連する機器・備品等の受注代行並びにこれに関する仲介業務
13. 台所用品・日用雑貨品・玩具・娯楽用品・家庭用電気用品・テープの販売
14. 皮革製品・バック・ベルト・時計・カメラ・眼鏡・その他洋品雑貨の販売
15. 書籍・コンパクトディスク・テレビゲーム・ビデオテープ等その他中古商品の仕入並びに販売
16. 携帯電話等通信機器の仕入販売
17. フランチャイズチェーン店の加盟店募集並びに加盟店への経営及び技術指導
18. 飲食店の店舗内の厨房機器、調理器具、什器備品、建具・家具等の内装設備の賃貸及び販売並びに飲食店の営業権の売買
19. キャンプ場、釣場、スポーツ施設、カルチャー教室、遊技場の企画、設計、経営及び運営指導
20. リラクゼーションサロン（アロマテラピー、リフレクソロジー、エステティック等のサロン）の経営とその加盟店の募集及び指導
21. 医療機器の賃貸及び販売並びに仲介
22. 健康器具の販売
23. 化粧品及び医薬品・衛生用品の販売
24. 理髪店の企画、設計及び経営並びに理髪用器具、薬剤の販売
25. プレイガイドの経営
26. 切手、印紙類、宝くじ等の売りさばき
27. 宅配便、クリーニングの委託取次業
28. 損害保険代理店業
29. 旅館、ホテル、その他宿泊施設、浴場の経営
30. 介護に関する業務
31. 整骨院の経営
32. 鍼灸治療院の経営

- 33. コンタクトセンターの企画、設計、構築、運用及びコンサルティング
- 34. 貨物自動車運送事業及び貨物利用運送事業
- 35. イベントの企画運営及び広告業
- 36. 観光事業
- 37. 第1号、第2号、第6号乃至第9号、第13号乃至第16号及び第21号乃至第24号に掲げる取扱商品の通信販売並びに輸出入
- 38. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を北海道苫小牧市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数等)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、9,706,000株とし、発行可能種類株式総数は、普通株式が9,606,000株、A種優先株式が100,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。

(単元未満株についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第2章の2 A種優先株式

(A種優先株式)

第11条の2 当会社の発行するA種優先株式の内容は次のとおりとする。

1. 剰余金の配当

(1) 優先期末配当金

当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて以下「A種優先株主等」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）に、以下に定める配当年率（以下「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先期末配当金」という。）の配当を行う。なお、優先期末配当金に、各A種優先株主等の保有に係る優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。また、既に同じ事業年度中に定められた基準日によりA種優先株主等に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 優先配当年率

優先配当年率は、2%とする。

(3) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主等に対して支払う金銭による剰余金の配当額が優先期末配当金の額に達しないときは、当該不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、当該事業年度以降に係る普通株主等に先立ち、A種優先株主等に対して配当を行う。

(4) 非参加条項

当会社は、A種優先株主等に対し、優先期末配当金の額を超えて配当財産を交付しない。

2. 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において一切の議決権を有しない。

3. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、平成31年4月1日以降、毎年、6月、9月、12月又は3月の最後の営業日を取得請求日として、当会社に対し、金1千万円単位の取得対価たる金銭の額を目安として、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（かかる取得の請求を以下「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）を乗じて得られる額の金銭を交付する。但し、当該取得請求日において、会社法第461条第2項で規定される分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当会社が取得すべきA種優先株式は当会社取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかつたA種優先株式については、当該取得

の請求がなされなかつたものとみなす。

4. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、A種優先株式の発行後、当会社取締役会の決議で別に定める日が到来したときは、A種優先株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（但し、普通株式につき、株式の分割、株式無償割当、株式の併合、第三者割当増資又はこれらに類する事由があった場合には、当会社取締役会決議でその必要に応じて適切に調整することができる。）の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、比例按分の方法により、当会社の取締役会が決定する。

5. 譲渡制限

A種優先株式を譲渡により取得するには、当会社取締役会の承認を要する。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等）

第11条の3 当会社は、A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。

- ② 当会社は、A種優先株主に対しては、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③ 当会社は、A種優先株主に対しては、株式無償割当又は新株予約権の無償割当を行わない。

第三章 株主総会

（招 集）

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ隨時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。

（招集権者及び議長）

第14条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会においてその議決権行使することができる。

② 前項の代理人は、総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。

- ② 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。
- ③ 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定に基づく種類株主総会の決議についてこれを準用する。
- ④ 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- ⑤ A種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定に基づく種類株主総会の決議を要しない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選 任)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 当会社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。

- ② 当会社は、取締役会の決議により取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集権者及び議長)

第22条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第23条 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第24条 当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 当会社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会にお

いて定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 2 7 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 2 8 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員 数)

第 2 9 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選 任)

第 3 0 条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第 3 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 3 2 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(招集通知)

第 3 3 条 当会社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議方法)

第 3 4 条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 3 5 条 当会社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 3 6 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 7 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(選 任)

第 3 8 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第 3 9 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 4 0 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 1 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 2 条 当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 4 3 条 当会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 4 4 条 当会社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払いの義務を免れる。

昭和 53 年	3 月 30 日	設立
平成 12 年	5 月 23 日	改訂
平成 14 年	6 月 25 日	改訂
平成 14 年 11 月	9 日	改訂
平成 15 年	6 月 23 日	改訂
平成 16 年	9 月 13 日	改訂
平成 16 年 11 月 19 日		改訂
平成 17 年	1 月 1 日	改訂
平成 17 年	6 月 30 日	改訂
平成 18 年	6 月 28 日	改訂
平成 19 年	6 月 28 日	改訂
平成 21 年	1 月 5 日	改訂
(みなし定款変更)		
平成 21 年	6 月 26 日	改訂
平成 22 年	6 月 29 日	改訂
平成 24 年	6 月 28 日	改訂
平成 25 年	6 月 27 日	改訂
平成 25 年 10 月	1 日	改訂
平成 26 年	6 月 27 日	改訂
平成 28 年	6 月 29 日	改訂

平成29年 3月 8日 改訂
令和 2年 6月 24日 改訂
令和 3年 6月 28日 改訂
令和 4年 6月 29日 改訂
令和 5年 6月 27日 改訂